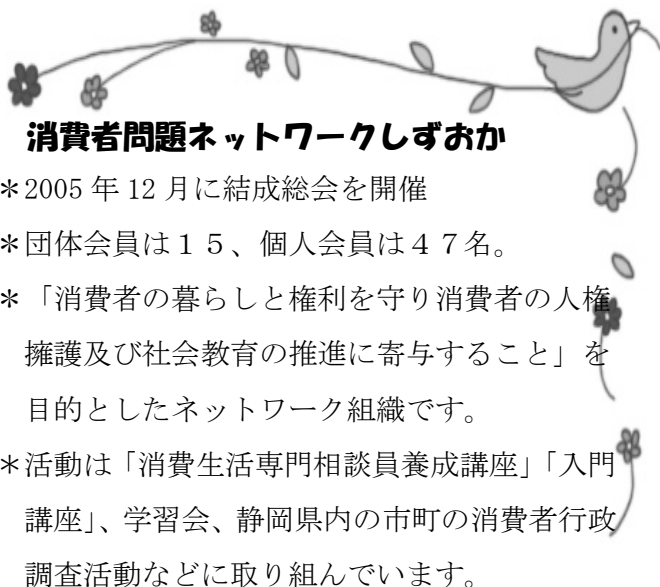


消費者問題ネットワーク しずおか通信

2011.3.14 No.1



消費者問題ネットワークしずおか

- * 2005年12月に結成総会を開催
- * 団体会員は15、個人会員は47名。
- * 「消費者の暮らしと権利を守り消費者の人権擁護及び社会教育の推進に寄与すること」を目的としたネットワーク組織です。
- * 活動は「消費生活専門相談員養成講座」「入門講座」、学習会、静岡県内の市町の消費者行政調査活動などに取り組んでいます。

消費生活相談員試験合格をお祝いする会(3/4)

今年度、静岡県の消費生活相談員資格合格者は11名、その内7名が消費者ネットの講座受講生でした。当日は、合格者5名・講座で講師をされた司法書士の先生方・消費者ネットの幹事さんとで19名の参加がありました。



次回の講座で取り組んでほしいこと、合格して取得した資格を今後活かすには?などなど…、笑いっぱいの会でした。

事務局長の小野です。通信を書いてます。よろしく



☆第5回幹事会

日時：4月25日(月)
10:00~12:00
会場：コープしずおか本部
(オブザーバー参加可能)

☆第6期通常総会

日時：7月11日(月)
13:30~(時間は予定)
会場：静岡県司法書士会館
(ぜひおいで下さい)

事務局；静岡県生活協同組合連合会

TEL054-253-5987 FAX 054-272-6971

e-mail:mt-fuji@msa.biglobe.ne.jp

URL:http://www5b.biglobe.ne.jp/~kenren

第4回幹事会報告

◇日時：3月4日(金)14:30~16:00

◇検討事項

1. 来年度消費生活専門相談員養成講座企画
消費者ネットとしては実施するため養成講座の具体的準備をすすめることを確認。
2. 消費者委員会 地方消費者行政専門調査会報告書案(骨子)に関する意見
内閣府のホームページに消費者ネットがあげた意見も含め、寄せられた意見が掲載されている。(消費者ネットの意見は次ページに掲載)
3. 静岡県消費者行政推進基本計画について
県へ意見をあげるために自治体調査を色川研究室と共同で行う。

*詳しくは消費者ネットのブログで
<http://shouhinetsshizuoka.blog82.fc2.com/>

掲 示 板

● 静岡県司法書士会より ●

消費者問題シリーズ研修会
「交通事故(物損)対応するための
基礎知識」

日時 3月17日(木)
13:30~16:30

会場 静岡県司法書士会館

申込 静岡県司法書士会あてに
ファックスで、氏名(団体名)、住所、電話、あれば
質問を記して申込下さい。

<FAX>

054-289-3702

全体を通して

【意見】

地方消費者行政の歴史認識に誤りがある。「大半の事務は、大半の事務は、住民からの声に応える形で生成、発展してきたものであり、各自治体がいわば自主的かつ自発的に対応してきた事務」と述べている点である。

確かに地方消費者行政は独自に取り組んできた面もある。しかし今日の地方消費者行政の基本的な枠組みを規定してきたのは、1960年代後半にみられた「消費生活センター運営要領」などの国で出した具体的な指針であった。地方は国の定めた指針をみながら、消費者行政体制の整備を進めてきたのもまた歴史的事実である。それでも、体制として充実している自治体は少数である。学習指導要領解説に消費生活センターの見学もあげられているが、見学できるだけの施設をもっている自治体は、きわめて少ない。「各自治体の創意工夫等を活かす」前に設備などの基本的なことの充実が必要な自治体も多いのではないか。

それゆえに、本報告書は、地方消費者行政は各人口規模別にどのような体制であるべきか、それに対して、国がどのような支援をしていくべきか、財政的支援もふまえて、具体的に示すものであることが期待されている。また、消費者安全法や特定商取引法は、国で作られた法律である。地方消費者行政はそれら法律を利用して業務を遂行している。この点からみても、国の財政的負担は不可避であろうし、それを明確に示すことが重要である。もし、抽象論に終わるならば、地方消費者行政の充実・強化は絵空事に終わるだろう。

2 相談ネットワークのあり方について

【意見】

相談窓口は、第一次的に市町村が行ない、都道府県がこれをバックアップする体制を作ると述べているが、これも絵空事である。消費者行政を自ら推進している多くの市では、少なくとも都道府県をあてにしていない。困難な案件でも、自ら対応し、時には法律家の助言を受けて、自ら解決に尽力している。むしろ地域によっては、都道府県のセンターが当該市にあるため、当該市の消費者行政が脆弱な場合もある。

この例からみても、むしろ都道府県は、地方消費者行政の中で、どういう役割を果たしていくべきかを、具体的な指針を国が示すべきである。

また新たに相談窓口を設けたとしても、あっせんまで可能な人材が、相談員として雇うことができるとは限らない。相談員を複数配置し、あっせんまで本格的に行うことが可能な地方の相談窓口を少しでも増加させることの方が、小さな町村に相談窓口をおくより、意義があるのではないか。

3 消費生活相談員の処遇のあり方

【意見】

相談員の処遇について、「雇い止め」を否定している点は評価している。しかし、「雇い止め」が問題の本質ではない。問題の本質は、相談員がその業務内容に応じた賃金、待遇を受けているかどうかである。

相談員の業務が、特定商取引法、消費者契約法等を利用して、行われている以上、業務自体が地方と

国の協働といえる。その意味で相談員の処遇も、地方と国の両方の責任であるという了解点から、相談員の業務内容をもとに、話を始めるべきであろう。

そして、例えば相談員の中で、一般的な相談員と主任相談員をおき、主任相談員は、人口 10 万人以上の自治体であれば、必ず置くことを要件とし、主任相談員は、正規職員とする等、具体的な指針を示すべきであろう。

7 地方消費者行政の基盤・環境の整備について

【意見】

本来、地方消費者行政の充実とは、消費者の被害を未然に防止することと、被害を救済することとが、求められている。実際に地方消費者行政の相談体制が充実しているところは、一般に消費者教育・啓発も充実している。それだけ被害救済と未然防止とは、連動していることがいえる。

ところが本報告書では、この項目だけで消費者教育・啓発が取り上げられているだけで、ほとんどが被害救済体制の内容である。この項目で取り上げられている消費者教育・啓発の内容も、あまりに一般的であり、これでは文面に表す意味がない。

ここでも人口規模別に取り組むべき要件を具体的に示すことが必要である。出前講座のあり方や学校の消費者教育に対する支援のあり方等を具体的に示すことである。また、学校における消費者教育に対する支援も、地方消費者行政の業務であると書くことも必要ではないだろうか。

以上